

## 定期報告（建築基準法第 12 条第 1 項及び第 3 項）業務を行う制度の改正について

平成 28 年 6 月施行予定の改正建築基準法により、「建築物調査員」、「建築設備等検査員（昇降機等検査員・建築設備検査員・防火設備検査員）」が更新及び新設されることについて、（一財）日本建築防災協会並びに（一財）なら建築住宅センターのホームページで案内されています。

この制度改正は、1 級・2 級建築士以外の大臣認定資格で業務を行っている方に対して、資格の書換え申請並びに新設する防火設備検査員の資格取得を案内するものです。

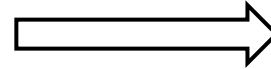
1 級・2 級建築士の資格で業務を行っている方においては、今まで通り、特殊建築物、建築設備及び防火設備の業務を行っていただけます。（建築基準法第 12 条に明記されています。）従って、手続きは必要ありません。

（大臣認定の資格を希望される方については、手続き頂いても構いません。）

尚、当協会では、毎年実施しています「実地研修会」、「勉強会」等で、新設される「防火設備検査員」の業務についても、次年度に講習を予定しています。

現在

一級建築士、二級建築士

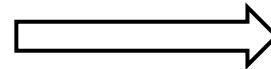


改正後

※手続きは必要ありません。  
特殊建築物、建築設備及び防火設備の  
業務を行っていただけます。

特殊建築物等調査資格者

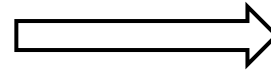
書換え申請



建築物調査員

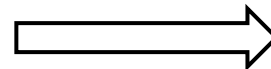
建築設備検査資格者

書換え申請



建築設備検査員

資格取得



新設

防火設備検査員